告　　示

○総務省告示第四百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岡昭会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十二年自治省告示第二百十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十一月十六日

総務大臣　片山　善博

〔資金管理団体〕の部岡昭会のうち5の次に次のように加える。

6　資産等の内訳

（建物）

島根県金城町　900,000　11.　5.　25　168.48㎡

○総務省告示第四百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岡昭会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第五百七十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十一月十六日

総務大臣　片山　善博

〔資金管理団体〕の部岡昭会のうち5の次に次のように加える。

6　資産等の内訳

（建物）

島根県金城町　900,000　11.　5.　25　168.48㎡

○総務省告示第四百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岡昭会及び陸山会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百二十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十一月十六日

総務大臣　片山　善博

〔資金管理団体〕の部岡昭会のうち5の次に次のように加える。

6　資産等の内訳

（建物）

島根県金城町　900,000　11.　5.　25　168.48㎡

「収入総額　469,987,593」を　475,187,593」に、

「本年収入額　163,067,836」を　168,267,836」に改め、

同部陸山会のうち3中

「借入金　63,000,000」を　68,200,000」に、

「小澤　一郎　28,000,000」を　33,200,000」に改め、

同部陸山会のうち6中

「小澤　一郎　177,964,887」を　183,164,887」に改める。

○総務省告示第四百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岡昭会及び陸山会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第五百五十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十一月十六日

総務大臣　片山　善博

〔資金管理団体〕の部岡昭会のうち5の次に次のように加える。

6　資産等の内訳

（建物）

島根県金城町　900,000　11.　5.　25　168.48㎡

「収入総額　344,531,061」を　282,403,346」

「収入総額

前年繰越額　349,731,061」に改め、

同部陸山会のうち6中

「（借入金）　145,159,632」を

小澤　一郎

「（借入金）　150,359,632」に改める。

〔資金管理団体〕の部陸山会のうち1中

「収入総額　731,254,111」を　151,229,466」

「収入総額

前年繰越額　736,454,111」に改め、

同部陸山会のうち6中

「（借入金）　491,478,416」を

小澤　一郎

「（借入金）　496,678,416」に改める。

○総務省告示第四百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岡昭会及び陸山会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十一月十六日

総務大臣　片山　善博

〔資金管理団体〕の部岡昭会のうち5の次に次のように加える。

6　資産等の内訳

（建物）

島根県金城町　900,000　11.　5.　25　168.48㎡

「収入総額　538,857,144」を　159,808,936」

「収入総額

前年繰越額　544,057,144」に改め、

同部陸山会のうち6中

「（借入金）　118,549,268」を

小澤　一郎

「（借入金）　123,749,268」に改める。

○総務省告示第四百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岡昭会及び陸山会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十一月十六日

総務大臣　片山　善博

〔資金管理団体〕の部岡昭会のうち5の次に次のように加える。

6　資産等の内訳

（建物）

島根県浜田市　900,000　11.　5.　25　168.48㎡

〔資金管理団体〕の部藤井孝男後援会のうち8中

「自動車（1台）　5,205,596　11.　11.　5　」を

「自動車（1台）　5,205,596　11.　11.　5　」に改め、

（敷金）

相原ビル・相原芳子　2,305,000　17.　11.　30

同部陸山会のうち1中

「収入総額

前年繰越額　949,151,015」を　610,051,380」

「収入総額

前年繰越額　954,351,015」に改め、　615,251,380」